

開催日 令和7年10月18日
開催場所 牧島コミュニティセンター

【質問】

重要港湾である伊万里湾に廃棄物管理型最終処分場の処理水を放流するには、港湾管理者の許可が必要ではないのか。

【回答】佐賀県（循環型社会推進課）

港湾法では、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合に、港湾管理者の許可が必要とされており、許可を要する具体的な行為の一つとして、港湾法施行令で、港湾管理者が指定する廃物の投棄が規定されています。

佐賀県港湾管理条例施行規則において、港湾管理者（知事）が指定する廃物として「残し、残土及び鉱工業等によって生ずる汚水その他これに類するもの」の投棄を規定しています。

当該廃棄物管理型最終処分場からの放流水については、廃棄物処理法で定める排水基準を満たす必要があることから、港湾管理者（知事）が指定する廃物の投棄には当たらず、港湾管理者の許可は不要となります。